

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和 45 年に「過疎地域対策緊急措置法」が制定されて以来、4 次
にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における
生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕している。また、森林管理の放
置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地の崩壊、河川の氾濫などが
全国で多発しており、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの
地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやし
の場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。こ
のような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、過疎地域の住民によって支えられ
てきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和 3 年 3 月末をもって失効するが、過疎地
域が果たしている多面的・公益的機能を維持していくためには、引き続き、過疎地域に対
して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推
進することが重要である。

当市においても、人口の減少に歯止めがかからず、あらゆる分野において担い手不足が
深刻化している状況である。今日までも特別措置法による財源等の支援を受け対策を講じ
ているところであるが、ますます深刻化していく課題を解決していくためには、支援の継
続は元より、より一層の支援の充実を求めるところである。

過疎地域に住み続ける住民が安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、
同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであるため、継続的
かつ総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、国においては、新たな過疎対策法を制定することを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年 6 月 28 日

新潟県佐渡市議会議員 猪 股 文 彦